

令和2年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年12月10日午前9時00分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (12名)

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員 (なし)

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	山根康生

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 60号 令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 61号 令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 62号 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 63号 令和元年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 64号 令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 65号 令和元年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 66号 令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 67号 令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 68号 令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 69号 令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 70号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算

認定について

- | | | | |
|---------|-----|-------|--|
| 日程第 1 5 | 議案第 | 7 1 号 | 令和元年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 | 7 2 号 | 令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について |
| 日程第 1 7 | 報告第 | 1 6 号 | 上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 8 | 報告第 | 1 7 号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 9 | 報告第 | 1 8 号 | 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 0 | 議案第 | 8 0 号 | 上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 1 | 議案第 | 8 1 号 | 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 2 | 議案第 | 8 2 号 | 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 3 | 議案第 | 8 3 号 | 上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 4 | 議案第 | 8 4 号 | 上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 5 | 議案第 | 8 5 号 | 上富田町印鑑条例（案） |
| 日程第 2 6 | 議案第 | 8 6 号 | 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 7 | 議案第 | 8 7 号 | 上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 8 | 議案第 | 8 8 号 | 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 2 9 | 議案第 | 8 9 号 | 上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 3 0 | 議案第 | 9 0 号 | 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） |
| 日程第 3 1 | 議案第 | 9 1 号 | 上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例（案） |

- 日程第 3 2 議案第 9 2 号 上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例（案）
- 日程第 3 3 議案第 9 3 号 上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 3 4 議案第 9 4 号 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 3 5 議案第 9 5 号 上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 3 6 議案第 9 6 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 3 7 議案第 9 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 9 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 9 9 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 0 0 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 1 議案第 1 0 1 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 2 議案第 1 0 2 号 令和 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 3 議案第 1 0 3 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 4 議案第 1 0 4 号 令和 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 5 議案第 1 0 5 号 令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 6 議案第 1 0 6 号 令和 2 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 7 議案第 1 0 7 号 令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）

△開 会 午前9時06分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

令和2年第4回定例会をこれより開催いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染拡大が県内や近隣市町でも拡大しております。皆様におかれましても十分ご注意ください、感染拡大防止にご協力よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番、松井孝恵君、9番、樫木正行君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は14日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和2年9月定例会以降の議員活動及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付してありますのでよろしくお願いたします。

また、9月定例会において多数で可決されました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書及び防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書につきましては、9月16日付で関係機関に送付しましたので、ご報告いたします。

また、本定例会までに提出のありました、特定非営利活動法人和歌山県腎友会より2021年度予算に係る要望の写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日12月10日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

次に、事務局長より発委番号の訂正がありますので、これを許可いたします。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

発委番号の訂正をさせていただきます。

9月議会で意見書として発委第1号、発委第2号と提出し、可決いただきましたが、発委第1号を発委第2号に、発委第2号を発委第3号に訂正させていただきます。

以上、報告いたします。

○議長（大石哲雄）

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、1月に新型コロナウイルス感染者が日本国内で確認され、その後、和歌山県内でも感染者が発生したことを受け、2月18日に新型コロ

ナウイルス感染症対策本部を設置し、防災行政無線やホームページ、広報紙などで啓発、役場窓口への消毒液、アクリル板の設置、町主催の行事の中止、小中学校の休校など、感染防止対策を行いました。

7月には、梅雨前線の停滞により、熊本県と鹿児島県、岐阜県と長野県にも大雨特別警報が発表され、河川の氾濫などの影響により甚大な被害が発生しました。

8月には、田辺保健所管内で新型コロナウイルス感染者のクラスターが発生し、知事から田辺市、白浜町、上富田町に対して、感染拡大防止のため会食等の自粛要請が出されました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済を活性化するため、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、かみとんだ地域元気商品券支給事業、第2弾としてかみとんだ地域活性化商品券支給事業などを予算化し、地域の経済対策を行いました。

9月には、7年8か月という歴代最長となった安倍政権が退陣し、9月16日に菅義偉第99代内閣総理大臣が誕生しました。スピード感を持って新型コロナウイルス感染症対策に臨んでいただくことを期待しています。

11月には、全国的に第3波が発生し、日本各地で1日の感染者数は更新されており、田辺保健所管内でも感染者が発生している状況で、早く鎮静化することを願っています。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、議案として令和元年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定等13件、報告事項として条例の一部改正3件、議案として条例の一部改正15件、条例の全部改正1件、条例の制定1件、指定管理者の指定2件、令和2年度一般会計・特別会計の補正予算9件の計44件であります。

なお、追加議案として、条例の制定1件、人権擁護委員の推薦に関する人事案件2件、上富田町朝来財産区管理会委員の選任に関する人事案件1件について、本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第60号から議案第72号までの13議案につきましては、令和元年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定等についてであります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてもご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第16号につきましては、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、上位法である中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律などの一部改正に伴い条ずれ

の改正をするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年9月30日付で専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じて本条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月30日付で専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて本条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月30日付で専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第80号、上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第81号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましても、令和3年4月の機構改革に伴い職務及び職名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、会計年度任用職員の期末手当につき、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号、上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）と、議案第84号、上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましても、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第85号、上富田町印鑑条例（案）でございます。この条例につきましては、令和3年2月からの印鑑登録証明書のコンビニエンスストアでの交付に対応するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第86号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律の一部改正に伴いマイナンバー通知カードが廃止されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 87 号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い延滞金の割合に係る名称を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 88 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、令和 3 年度からのごみ処理の広域化により処理費用が増加することから、歳入確保を行うため、ごみ処理手数料の一部を改定するため、本条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第 89 号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましても、令和 3 年 4 月の機構改革に伴い課名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 90 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、個人所得課税の見直しに伴い、国保税の軽減判定の基準への影響をなくすため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 91 号、上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、延滞金の割合に係る名称と令和 3 年 4 月の機構改革に伴い課名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 92 号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例（案）でございます。この条例につきましては、要綱において設置、運営していましたが上富田町介護保険事業計画等策定委員会を新たに条例に規定するため制定するものであります。

次に、議案第 93 号、上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましても、令和 3 年 4 月の機構改革に伴い課名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 94 号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、新たに設置しました駐車場の月額料金の改正と、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い延滞金の割合に係る名称を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 95 号、上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましても、令和 3 年 4 月の機構改革に伴い課名が変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第96号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴う課名の変更と、体育施設管理から生馬河川テニスコートを廃止したことにより、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第97号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、道の駅くちくまのについて、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により、株式会社くちくまのを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第98号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」について、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により、特定非営利活動法人ころんを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第99号につきましては、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回、補正前の額に2億9,137万2,000円を追加し、予算総額を85億8,646万1,000円と定めています。補正予算の主な内容は、総務費では、生活支援給付金事業費として7,950万円、民生費では、なのはな保育所前の土地購入費として5,108万4,000円を措置しています。衛生費では、紀南環境広域施設組合への負担金として1,068万4,000円、教育費では、防犯カメラ設置工事請負費72万円を措置しています。一方、歳入につきましては、地方交付税、負担金、国・県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を見込み、措置しています。

次に、議案第100号につきましては、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に729万9,000円を追加し、予算総額を19億2,712万6,000円と定めています。補正予算の内容は、過年度分の返還金などを措置しています。

次に、議案第101号につきましては、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に4,595万7,000円を追加し、予算総額を17億596万9,000円と定めています。補正予算の内容は、過年度分の返還金や人事異動により職員の給与や手当などを増額措置しています。

次に、議案第102号につきましては、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に79万4,000円を追加し、予算総額を3億3,269万2,000円と定めています。補正予算の内容は、システムの改修委託料などを増額措置しています。

次に、議案第103号につきましては、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に5,113万9,000円を追加し、予算総額を3億5,204万3,000円と定めています。補正予算の主な内容は、なのはな保育所前の土地を一般会計へ売却した収入などを措置しています。

次に、議案第104号につきましては、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に99万4,000円を追加し、支出予算総額を2億1万3,000円と定めています。補正予算の内容は、人事異動により職員の給与や手当などを増額措置しています。

次に、議案第105号につきましては、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に1,271万9,000円を追加し、支出予算総額を1億8,979万4,000円と定めています。補正予算の内容は、公共下水道施設の修繕料などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第106号につきましては、令和2年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に326万1,000円を追加し、予算総額を8億1,453万円と定めています。補正予算の内容は、人事異動により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第107号につきましては、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）であります。今回、補正前の額に136万9,000円を追加し、予算総額を780万7,000円と定めています。補正予算の内容は、前年度からの繰越金などを増額措置しています。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第4 議案第60号～日程第16 議案第72号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第16 議案第72号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで13件を一括議題といたします。

決算認定の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

決算認定の件につきましては決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。

お手元に配付してありますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より

朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

令和2年12月10日、上富田町議会議長、大石哲雄殿。

決算審査特別委員会委員長、正垣耕平。

決算審査報告書。

令和2年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

1、議件。

議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第72号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの13件。

2、審査結果。

議案第60号から議案第71号までを認定とし、議案第72号について可決及び認定とする。

3、審査年月日。

令和2年9月15日、10月2日、10月5日、10月6日、10月7日、10月22日、11月6日。

4、審査内容は、別紙のとおり。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、2番、正垣耕平君。

○2番（正垣耕平）

決算審査特別委員会に付託されました議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第72号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての13議案について、審査の結果をご報告いたします。

本委員会は、9月4日の本会議において、議長、監査委員を除く議員10名で設置され、同時に議案第60号から議案第72号を付託され、同日、委員長に私、正垣耕平が、副委員長に山本明生委員が選任されました。9月15日から延べ7日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料等に基づき関係当局から詳細な説明を受け、適切な予算執行が効率的に行われたか慎重な審査を行ったものであります。

その結果につきましては、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計決算認定につきましては、決算審査報告書に記載のとおり細かく議論をした結果、全て認定すべきものと決定しました。

町当局におかれましては、当委員会でお出された意見を真摯に受け止められ、次年度予算の編成、執行に生かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策、事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思うところであります。

最後になりますが、町当局に対し、細部までの資料を積極的に提出していただいたこと、改めて感謝申し上げます、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、質疑につきましては委員長の事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに対する質疑は町当局に対する質疑となり、委員長への質疑は原則として許可できませんので、その点、よろしく願いいたします。

△日程第4 議案第60号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算では、子育て世代の長年の念願であった子ども医

療費中学校卒業までの無料化と小中学校へのエアコン設置が実施され、評価できる決算でもありますが、高齢者福祉はどうだったでしょうか。

敬老年金が80歳から85歳に支給年齢が引き上げられ、その削減額は僅か179万1,000円という決算です。

また、移動手段を持たない高齢者への対応など、高齢になっても安心して住み続けられる環境整備が十分でなく、改善すべきところがあるのではないのでしょうか。

そういったことから、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、令和元年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立無理な方は挙手でも結構であります。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立、挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第61号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第61号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第61号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和元年度の国民健康保険税は国保会計が都道府県化になって2年目です。当町では、賦課割合の応益割の均等割、平等割の減額がされましたが、令和元年度においても資格証28世帯、1か月短期保険証45世帯、滞納世帯数は139世帯に対して差押件数は88件となっています。

国保の加入者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高過ぎるという国保の構造的問題は何ら解決していません。

令和元年度決算の国保基金は3億9,000万円となっていますが、国保基金を使って子育て支援のための均等割の軽減措置が必要ではないでしょうか。

そういったことから、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。
お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第62号

○議長(大石哲雄)

日程第6 議案第62号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番(九鬼裕見子)

議案第62号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和元年度も一般保有土地の売却に取り組み、新たな土地購入はなく、繰上充用金も減額に転じていますが、1億7,635万8,590円を補填した決算となっております。

よって、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定に反対します。

○議長(大石哲雄)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これより議案第62号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第63号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第63号、令和元年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、令和元年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第8 議案第64号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第64号、令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第65号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第65号、令和元年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、令和元年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第10 議案第66号

○議長(大石哲雄)

日程第10 議案第66号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第11 議案第67号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第67号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 6 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 6 8 号、令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第 6 8 号、令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

介護保険料は 7 期の 2 年目の決算で、県下で一番という保険料は有無も言えない年金天引きで、年金生活者にとって負担能力を超えています。令和元年度は、消費税増税に伴い 10 月から低所得者保険料軽減が拡大され、約 4 割の 1, 6 5 2 名の方に適用されましたが、十分とは言えません。

よって、令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、令和元年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第13 議案第69号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第69号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第69号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に対する反対討論をします。

令和元年度の決算は、大半が年金天引きのため徴収率は99.8%となっていますが、滞納者は11名あり、1名の短期保険証発行となっています。2008年から制度が始

まって以来、度重なる保険料の値上げ、特例措置の廃止や均等割の軽減割合の引下げも行うなど、後期高齢者に重い負担が押しつけられてきました。

よって、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 議案第70号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第70号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第15 議案第71号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第71号、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 16 議案第 72 号

○議長（大石哲雄）

日程第 16 議案第 72 号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 72 号、令和元年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時08分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第17 報告第16号～日程第47 議案第107号

○議長（大石哲雄）

日程第17 報告第16号、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第47 議案第107号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件まで31件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課課長、平尾君。

○税務課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。

それでは、私のほうからは報告第16号についてご説明を申し上げます。

報告第16号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

専決第10号、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第10号、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年9月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改める。

この改正は、上位法であります中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が、第25条から第26条に条ずれするという改正であります。

その法律第25条の地方公共団体等を定める省令という省令名、これを本条例中に引用している関係上、同様に省令名の改正を行うというものになります。条例の内容についての変更はございません。

附則で、この条例は、令和2年10月1日から施行するとしています。

2ページに参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

私からは、報告第17号から議案第82号までをご説明いたします。

報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第11号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第11号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

この条例につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、期末手当の支給月数を年間2.7月分から2.65月分とし、年間0.05月分引き下げるもので、令和2年12月支給分から実施するものであります。それでは、改正条文をお願いいたします。

第1条、第2条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条、第4条につきましては、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正となります。

第1条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の135」を「100分の130」に改める。

これは、期末手当に関する改正で、支給割合を0.05月分引き下げ、年間2.7月分から2.65月分とするものであります。

第2条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の130」を「100分の132.5」に改める。

これは、期末手当の年間2.65月分を、6月支給分と12月支給分について均等にするための規定となります。

次に、第3条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の135」を「100分の130」に改める。

これは、第1条と同様に、期末手当に関する改正で、支給割合を0.05月分引き下げ、年間2.7月分から2.65月分とするものです。

第4条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の130」を「100分の132.5」に改める。

これは、第2条と同様に、期末手当の年間2.65月分を、6月支給と12月支給分について均等にするための規定となります。

附則で施行期日等を定めています。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次の報告第18号をお願いいたします。

報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第12号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第12号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

この条例につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告は、ボーナスを年間4.5月分から4.45月分とし、年間0.05月分引き下げるもので、引下げ分を期末手当に配分し、令和2年12月支給分から実施する改定となります。

それでは、改正条文をお願いいたします。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「カ月」を「箇月」に改める。

これは、期末手当に関する改正で、支給割合を0.05月分引き下げ、年間2.6月分から2.55月分とするものです。

次に、第2条として、第19条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

これは、期末手当の年間2.55月分を、6月支給分と12月支給分について均等にするための規定であります。

附則で施行期日を定めてございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして新旧対照表を2ページから添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第80号をお願いいたします。

議案第80号、上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部改正。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、第6条中「総務政策課」を「総務課」に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして新旧対照表を2ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第81号をお願いいたします。

議案第81号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「（給料表でその職務の級が5級以上である職員にあっては、3号給）」を削る。

この改正は、管理職の弱年齢化に伴い、一般職との均衡を図るため、改正するものであります。

次に、別表第2表を次のように改正する。

令和3年4月の機構改革により、グループ制から班制に改正する職務及び職名を規定し直すことから、等級別基準職務表の改正を行っております。

職務1級では主事及び保育士、栄養士、調理師の職務を、職務2級では主査等の職務を、職務3級では係長職または主査職を主任に改正、職務4級では課長補佐を及び局長補佐を班長及び主幹または所長補佐の職務に改正、職務5級では企画員、給食センター

所長または保育所長を副課長、副局長、検査員、所長または副所長の職務に改正、職務6級では会計管理者、課長または局長の職務を会計管理者、課長または事務局長の職務に改正しております。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして2ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第82号をお願いいたします。

議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、会計年度任用職員の期末手当について、一般職と同様に0.05月分引き下げるための会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

第12条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

これは、期末手当の年間2.6月分を0.05引き下げ年間2.55月分とし、6月支給分と12月支給分について均等とするための規定になります。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして新旧対照表を2ページから添付しておりますので、ご参照ください。

私からは以上となります。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第83号及び第84号についてご説明申し上げます。

議案第83号、上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部改正。

上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、第8条中「総務政策課」を「振興課」に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

附則で施行期日等を定めてございます。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料として新旧対照表を2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第84号についてご説明申し上げます。

議案第84号、上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部改正。

上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、第8条中「総務政策課」を「建設課」に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

附則で施行期日等を定めてございます。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料として新旧対照表を2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第85号、第86号、第87号について説明させていただきます。

議案第85号、上富田町印鑑条例。

上富田町印鑑条例の全部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町印鑑条例（案）。

上富田町印鑑条例の全部を改正する。

今回の改正につきましては、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機にて印鑑登録証明書の交付を行うため、規定を追加するとともに、印鑑登録事務処理要領を踏まえ規定の整備を行うため、全部改正を行うものでございます。

主な改正点ですが、4ページをお願いいたします。

現行の条例では、印鑑登録の証明の申請は印鑑登録証を添えて行わなければならないと定めてございます。本条例の第13条がその条項に当たり、続いて、第14条に多機能端末による印鑑登録証明書の交付申請について定めており、第14条で、前条の規定にかかわらず、個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書の暗証番号を多機能端末機に入力することにより、印鑑登録証明書の交付申請をし、交付を受けることができることと定めてございます。

また、第16条第1項第1号において、第13条第1項に規定する印鑑登録証を添えて交付申請する方法、第14条に規定する多機能端末機に暗証番号を入力し交付申請する方法、この2点の申請によらなければ印鑑登録証明書の交付申請は受理しないことと定めてございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和3年2月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第86号について説明させていただきます。

議案第86号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、通知カードが廃止されたことに伴い、本条例に規定する通知カード再交付手数料について削除するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

参考資料としまして2ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第87号について説明させていただきます。

議案第87号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。

上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、附則第2条に規定しております延滞金の割合の名称、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものでございます。

なお、附則としまして、1項で施行期日を定め、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしてございます。2項で経過措置を定め、この条例による改正後の上富田町後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとしてございます。

参考資料としまして2ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第 88 号についてご説明いたします。

議案第 88 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 1 2 月 1 0 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和 3 年度からのごみ処理広域化に伴い、ごみ処理に要する費用が増加することが見込まれるため、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めのあるごみの処理手数料の一部を改正し、一定の歳入確保を図ることを目的としております。

別表第 7 条関係としまして、3 ページの新旧対照表をご参照願います。

改正箇所には下線を引いてございます。

主な改正としまして、2 の「一般廃棄物を自ら搬入するとき」の手数料につきまして、可燃物のうち、一般廃棄物 10 キログラム当たり 38 円を 100 円に、事業系一般廃棄物 10 キロ当たり 77 円を 150 円に、不燃物のうち、一般廃棄物 10 キログラム当たり 88 円を 100 円に改正します。

また、処理困難物につきましては、処理に要する費用相当分を手数料として設定してございます。

3 の「処理困難物を自ら搬入するとき」につきましては、表の区分欄の処理困難物別に手数料を改正してございます。

なお、搬入の際、重量に係る手数料分も頂くこととなりますので、改正の手数料からは重量に係る手数料相当分は差し引いた設定としております。

次に、4 の「処理困難物、その他粗大ごみを町長が委託した一般廃棄物収集業者により、収集、搬入処理するとき」につきましては、これも表の区分欄の処理困難物に手数料を改正してございます。

なお、これは事前予約のため、重量に係る手数料は、重量が不明のため重量に係る手数料は徴収を行いません。そのため、純粹に処理を要する費用相当分として手数料の設定をしてございます。

次に、5 の「収集運搬」手数料につきましては、車両で 1 回の収集運搬につき 2,000 円の改正としております。これは、4 の「処理困難物、その他粗大ごみを町長が委託した一般廃棄物収集業者により、収集、搬入処理するとき」により収集を行う場合と、

4 ページの下段にあります特定家庭用機器再商品化法による家電 4 品目を収集する場合にかかる収集運搬手数料としての改正でございます。

なお、附則として施行期日を定めてございます。

附則で、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

よろしく申し上げます。

私からは議案第 89 号について説明いたします。

議案第 89 号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 12 月 10 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部改正。

上富田町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和 3 年 4 月の機構改革に伴い課名が変更となることから、第 6 条中「住民生活課」を「福祉課」に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

附則で、施行期日等を定めてございます。

附則で、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

参考資料として新旧対照表を 2 ページに添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課課長、平尾君。

○税務課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。

私のほうからは議案第 90 号についてご説明を申し上げます。

議案第 90 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 12 月 10 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、個人所得課税の見直しに伴い、国保税の軽減判定の基準への影響をなくすための改正となります。

具体的には、まず、給与や年金の所得控除の算出額が10万円減額されたことに伴い、国保税の軽減判定の対象となる所得が10万円上がることとなります。その対応として、軽減判定基準の33万円を43万円に上げて調整を図ります。

さらに、年金や給与所得者が2人以上いる世帯については、当人の収入に変化がない場合であっても、今回の見直しにより軽減判定の対象となる所得が世帯主、被保険者の人数に10万円を乗じた分だけ増加するため、その対応策として、軽減判定基準についても給与や年金所得者の人数から1を控除した人数に10万円を乗じた金額を加算し、その影響を調整するための改正となります。

附則第1項で施行期日を定め、この条例は、令和3年1月1日から施行する、第2項で適用区分を定め、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

3ページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

よろしく申し上げます。

私からは議案第91号、92号についてご説明いたします。

議案第91号、上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例等の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

第1条、上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

この改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例につきまして用語の見直しを行い、附則第6条として付け加えるものです。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

この改正は、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の改正の施行日を、令和3年1月1日とするため改正するものとなります。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

第3条、上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

この改正は、機構改革による課名変更によるものとなります。

なお、附則としまして、1、この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の上富田町介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとしています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第92号のご説明をさせていただきます。

議案第92号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例（案）。

本条例につきましては、要綱にて設置していたものを、町の附属機関とするため条例化するものとなります。

なお、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第93号及び第94号についてご説明申し上げます。

議案第93号、上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例。

上富田町都市計画審議会条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町都市計画審議会条例の一部改正。

上富田町都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、第8条中「産業建設課」を「建設課」に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料として新旧対照表を2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第94号についてご説明申し上げます。

議案第94号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、新たに設置しました駐車場の月額料金の改正と地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、延滞金の割合に係る名称を改めるため、本条例の一部を改正するものです。

それでは、改正条文をお願いします。

第36条第1項中「月額2,200円」を「月額3,500円」に改める。

附則第7項を次のように改める。

延滞金の割合の特例。

7項、第15条第2項の規定による延滞金の割合は、上富田町税の例によるとしてございます。

附則で、この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第36条の規定は令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料として新旧対照表を2ページに添付していますので、ご参照ください。

私からは以上となります。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

学校給食センター所長、前芝君。

○教育委員会総務課学校給食センター所長（前芝由希）

よろしくお願ひいたします。

私からは議案第95号についてご説明申し上げます。

議案第95号、上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例。

上富田町学校給食センター条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひいたします。

上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町学校給食センター条例の一部改正。

上富田町学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、令和3年4月の機構改革に伴い課名が変更となることから、第11条中「教育委員会総務課」を「教育委員会」に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

附則で施行期日等を定めてございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料として新旧対照表を2ページに添付いたしておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、三浦君。

○教育委員会生涯学習課長（三浦 誠）

よろしくお願ひします。

私からは議案第96号についてご説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

議案第96号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表、上富田町生馬河川テニスコートの項を削る。

第3条中「上富田町教育委員会」を「振興課」に改める。

別表中、上富田町生馬河川テニスコート（1面につき）の表を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和3年

4月1日から施行する。

今回の改正につきましては、機構改革に伴う所管する課の変更と、体育施設管理から生馬河川テニスコートの廃止に伴う改正でございます。

次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照のほどお願いします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

議案第97号についてご説明申し上げます。

議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅くちくまの。

2. 指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬1474番地の1、株式会社くちくまの代表取締役湯川健一。

3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により選定した株式会社くちくまのを道の駅くちくまのの指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

別添の参考資料をお願いいたします。

公の施設の指定管理者の指定について「道の駅くちくまの」資料一式として、参考資料としてございます。

1 ページ目をお願いいたします。

1 ページ目、別紙資料1とあります。こちらは、指定管理者選定委員会の委員の皆様が、応募者から提出された申請書とプレゼンテーションの内容を総合的に審査するための採点表です。19の審査基準項目があり、委員は1つの項目について5段階評価を行います。特に重要と思われる項目については傾斜配分として2を掛け合わせております。仮に1人の委員が満点になりますと150点となり、5人の委員全員で750点満点となります。こちらの採点表につきましては委員の皆様がこしらえたものであり、2か月間の公募期間中の後半の1か月間でありまして10月1日から30日まで、町のホームペ

ージにも掲載をいたしております。

続きまして、2ページ目でございます。別紙資料2とあります。

応募者でもあり、指定管理者の候補者でもある株式会社くちくまのから提出された申請書一式でございます。2ページから14ページまでございますので、お目通しのほどをよろしく願いいたします。

15ページをお願いいたします。別紙資料3とあります。

表題に指定管理者の候補者選定における基本方針とございます。こちらは、審査や選定方法、選定結果や選定委員会の会議録の公表の在り方などを定めたものでございます。中ほどの(3)応募者が1団体の場合というところを朗読いたします。

公募の結果、応募者が1団体のみであった場合は、提出された申請書類と応募者によるプレゼンテーション(ヒアリング)の内容を総合的に審査し、採点表を用いて採点し候補者の選定を行う。なお、選定においては、「*基準点」を満たすこととする。*基準点。基準点は、採点表による採点において「配点合計が半数以上であること」とする。

つまり、応募者が1団体の場合でも、750点満点中375点以上を獲得しなければ指定管理者の候補者とはなれないという規定でございます。このことを踏まえまして、11月18日に選定委員会による選定審査が行われました。その結果が16ページ、別紙資料4、お願いいたします。

審査基準項目別採点集計表と表題でございます。道の駅くちくまのについては1団体のみでありましたが、538点という結果となりましたので、選定委員会として候補者に選定するものとし、11月19日に町長に答申がございました。町長、町としましては、選定委員会の選定結果を尊重し、ここに指定管理者の候補者として上程をするものであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(大石哲雄)

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員(吉田忠弘)

よろしく申し上げます。

私からは議案第98号についてご説明申し上げます。

議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」。

2. 指定管理者となる団体、和歌山県田辺市下三栖1499番地の82、特定非営利活動法人ころん理事長小川麻美。

3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により選定した特定非営利活動法人ころんを上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の指定管理者に指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の指定につきましては、指定管理制度の見直しスケジュールに合わせて9月から10月末まで一般公募を行い、指定管理者の候補者選定における基本方針に沿って応募のあった2団体を選定委員会で審査、審議を行い、採点表で合算した得点が高いものを指定管理者の候補者として選定、答申いただいております。

詳細につきましては、別紙参考資料の1ページから15ページをお目通しくださいますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第99号についてご説明をいたします。

議案第99号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,137万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,646万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

11款地方交付税で、補正前の額に、今回、1億2,293万7,000円を追加し、

19億4,293万7,000円と定めています。

13款分担金及び負担金で、補正前の額に513万2,000円を追加。

15款国庫支出金で、補正前の額に1,525万1,000円を追加。

16款県支出金で、補正前の額に490万5,000円を追加。

17款財産収入で、補正前の額に63万4,000円を追加。

18款寄付金で、補正前の額に4,000万円を追加。

19款繰入金で、補正前の額に2,041万2,000円を追加。

20款繰越金で、補正前の額に7,576万7,000円を追加。

21款諸収入で、補正前の額に35万円を追加。

22款町債で、補正前の額に598万4,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に2億9,137万2,000円を追加し、85億8,646万1,000円と定めています。

次の3ページをお願いします。

歳出になります。

1款議会費では、補正前の額から、今回、53万3,000円を減額、9,370万8,000円と定めています。

2款総務費で、補正前の額に1億5,383万4,000円を追加。

3款民生費で、補正前の額に1億39万9,000円を追加。

4款衛生費で、補正前の額に2,103万3,000円を追加。

5款農林水産業費で、補正前の額に624万9,000円を追加。

6款商工費で、補正前の額から55万7,000円を減額。

7款土木費で、補正前の額に775万4,000円を追加。

8款消防費で、補正前の額に79万6,000円を追加。

9款教育費で、補正前の額に1,066万3,000円を追加。

11款公債費で、補正前の額から826万6,000円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に2億9,137万2,000円を追加、85億8,646万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

4ページ、地方債補正、変更です。

紀南環境広域最終処分場整備事業で、限度額を1億3,610万円と定めています。

6の臨時財政対策債で、限度額を1億7,538万4,000円とそれぞれ定めています。

起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、16ページをお願いします。

16ページ、3、歳出です。

今回の補正では、職員人件費につきましては、人事異動による精算を反映し、先ほど専決処分て報告させていただきました職員給与の一時金の一部減については、反映しておりません。

以下の各款項の説明において、人件費については説明を省略いたしますので、ご了解くださいませ。

1款議会費、1項議会費、53万3,000円の減額です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、107万5,000円の減額。

次のページをお願いします。

2目財産管理費、544万4,000円の追加。主なものは、13節委託料で土壤検査委託料、ステップワンの跡地につきまして土壤検査が必要なものですから、その委託料を措置してございます。

3目防災対策費、106万4,000円を追加。

4目交通安全対策費、47万円の追加。

5目企画費、34万8,000円の追加。

次のページをお願いします。

6目みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費、6,065万7,000円の追加。主なものは、25節積立金で、さわやか上富田まちづくり基金積立金、4,000万の積立金を措置してございます。この基金は、ふるさと納税の部分を、基金に一旦積み上げる部分でございます。

7目人権推進費、32万9,000円の減額。

8目男女共同参画社会推進費、3万2,000円の追加。

9目地籍調査費、284万円の追加。

今回、新たに11目生活支援給付金事業費を設け、7,950万円を計上しております。主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、コロナ禍に対応する生活支援給付金として、町民1人当たり5,000円の現金給付を行うものでございます。

次のページをお願いします。

以上、1款総務管理費合計では、1億4,895万1,000円の追加となります。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費、2目賦課徴収費、合計で508万9,000円の追加となります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費で45万9,000円の減額です。次のページをお願いします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費で24万2,000円の追加。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目基幹統計調査費、合計で1万1,000円の追加でございます。

次のページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で233万9,000円の追加。

2目老人福祉費で2万1,000円の追加。

3目障害福祉費で2,211万5,000円の追加。主なものは、23節償還金、利子及び割引料で、過年度分の国や県からの様々な補助金の返還金を措置しております。

4目社会・児童福祉医療費で782万2,000円の追加。こちらも、主なものは、過年度分の補助金の返還と、28節繰出金、国民健康保険会計への繰出金を措置してございます。

以上、合計で3,229万7,000円の追加となります。

次のページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、339万7,000円の追加。

2目保育所運営費、6,470万5,000円の追加。主なものは、17節公有財産購入費で、なのはな保育所の隣接の土地を宅造会計から購入する費用を措置してございます。そのほか、19節負担金、補助及び交付金で、施設型給付費負担金、あるいは地域型保育給付費負担金をそれぞれ措置してございます。

3目児童措置費は、財源の更生になります。

児童福祉費合計では、6,810万2,000円の追加でございます。

次のページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で398万5,000円の減。

2目予防費で11万3,000円の減。

3目環境衛生費で5万6,000円の追加。

以上、合計して404万2,000円の減額になります。

2項清掃費、1目清掃総務費、2,507万5,000円の追加。次のページをお願いします。主なものは、19節負担金、補助及び交付金で、2行目になります、合併浄化槽の設置費の補助金の増額及び紀南環境広域施設組合の負担金の増額を措置するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、58万8,000円の減額。

2目農業総務費、522万7,000円の追加。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費、52万4,000円の追加。

4目畜産振興費、55万円の追加。

以上、農業費合計で571万3,000円の追加でございます。

2項林業費、1目林業総務費で53万6,000円の追加。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費で55万7,000円の減額。

次のページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費の1目土木総務費で84万2,000円の追加。

2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費で48万5,000円の追加。

2目道路橋梁維持費で350万円の追加。

4目道路メンテナンス事業費で335万9,000円の減額。

次のページをお願いします。

5目道路改良事業費で350万円の減額。

以上、道路橋梁費合計では287万4,000円の減額です。

3項河川費、1目河川総務費、2目河川改良費、合計で23万5,000円の追加。

4項都市計画費、1目都市計画費で892万3,000円の追加。主なものは、28節繰出金で、公共下水道事業特別会計への繰出金を措置しております。

次のページをお願いします。

5項住宅費、1目住宅管理費で62万8,000円の追加でございます。

8款消防費、1項消防費の1目常備消防費で79万6,000円の追加です。

9款教育費、1項教育総務費の2目事務局費で107万6,000円の追加。

次のページをお願いいたします。

2項の小学校費、1目学校管理費、350万5,000円の追加。

3項中学校費、1目学校管理費で245万5,000円の追加。

次のページをお願いします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、以下各目の合計で、次のページをお願いいたします、160万9,000円の追加でございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、以下2目、3目、各目を合計して201万8,000円の追加でございます。

11款公債費、1項公債費、次のページをお願いします、1目元金、2目利子、合わせまして826万6,000円の減額です。これは、長期債の利子について少し変動が

ございます、借換えに当たっての変動がございますので、当初予算における見積りから利子分の負担が減ったものを措置したものでございます。

次のページは今回の補正を反映いたしました給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入です。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で1億2,293万7,000円の追加です。普通交付税の額が確定したことに伴い増額を計上しております。

13款分担金及び負担金、1項負担金、合計で513万2,000円の追加でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金で1,499万1,000円の追加になります。主なものは、歳出で申し上げた地域型保育給付金ですとか施設型保育給付金の負担金に伴う国庫支出金の増額を計上してございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で26万円の追加。

次のページをお願いいたします。

16款県支出金の1項県負担金、2目民生費県負担金449万円を追加。

2項県補助金、各目合計で70万7,000円の追加。

次のページをお願いします。

3項委託金、1目総務費委託金で29万2,000円の減額でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入で63万4,000円の追加。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金で4,000万円の追加。さわやか上富田まちづくり寄付金、いわゆるふるさと納税分の増額を見込んだものでございます。

次のページをお願いします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目、2目合計しまして2,041万2,000円の追加となります。今回、財政調整基金の繰入れでございますけれども、財政調整基金の繰入れ、補正におきましては必要な一般財源を補填するものでございますが、今回、他の歳入の増額がかなりございましたので、今回の補正につきましては差引き96万4,000円の減額となり、繰入れを取りやめるということになりました。

20款繰越金、1項繰越金、7,576万7,000円の追加。前年度繰越金の確定によるものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入で35万円の追加。

22款町債、1項町債、2目衛生債、5目臨時財政対策債、合わせまして598万4,000円の追加となります。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしく願いいたします。

私からは議案第100号について説明させていただきます。

議案第100号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ729万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,712万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款国民健康保険税では、補正前の額から339万円減額し、3億8,407万3,000円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額に203万4,000円を追加。

4款県支出金では、補正前の額から27万2,000円減額。

5款財産収入では、補正前の額に11万3,000円追加。

6款繰入金では、補正前の額から2,689万1,000円減額。

7款繰越金では、補正前の額に2,613万5,000円追加。

8款諸収入では、補正前の額に957万追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に729万9,000円追加し、19億2,712万6,000円と定めています。

続きまして歳出です。

1款総務費では、補正前の額から87万9,000円減額し、4,747万3,000円と定めています。

3款国民健康保険事業費納付金については、補正額はございません。

5 款保健事業費では、補正前の額から 3 0 0 万 5, 0 0 0 円減額。

6 款基金積立金では、補正前の額に 1 1 万 3, 0 0 0 円追加。

8 款諸支出金では、補正前の額に 1, 1 0 7 万円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に 7 2 9 万 9, 0 0 0 円追加し、1 9 億 2, 7 1 2 万 6, 0 0 0 円と定めています。

5 ページをお願いいたします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では、補正前の額から 3 3 9 万円を減額。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目災害等臨時特例補助金では、補正前の額に 2 0 3 万 4, 0 0 0 円を追加。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免分に対する補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金では、補正前の額から 2 7 万 2, 0 0 0 円を減額。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では、補正前の額に 1 1 万 3, 0 0 0 円を追加。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、補正前の額に 3 0 7 万 6, 0 0 0 円を追加。主に国民健康保険保険基盤安定繰入金でございます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金では、補正前の額から 2, 9 9 6 万 7, 0 0 0 円を減額。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では、補正前の額に 2, 6 1 3 万 5, 0 0 0 円を追加。前年度繰越金を措置してございます。

8 款諸収入、2 項雑入、3 目診療報酬等返還金では、補正前の額に 9 5 7 万円追加してございます。国保連合会からの過年度診療報酬の精算による返還金を措置してございます。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に 3 9 万 9, 0 0 0 円追加。

2目連合会負担金、補正前の額に3,000円を追加。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、補正前の額から128万1,000円減額。こちらにつきましては、職員の異動に伴う人件費の減額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、14ページ、15ページをお願いいたします、1項の医療給付費分及び2項後期高齢者支援金等分及び3項介護納付金分につきましては、それぞれ財源内訳の変更を行ってございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正前の額に5,000円追加。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正前の額から301万円減額。こちらにつきましては、会計年度任用職員報酬等の減額でございます。特定健診の受診勧奨を予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染により、春の集団健診を秋に変更して実施するなど、受診勧奨を積極的に行うことが難しい状況となったため、減額措置してございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険基金積立金、補正前の額に11万3,000円追加。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、補正前の額に150万円を追加。過年度税還付金でございます。

8款諸支出金、2項返還金、1目返還金につきましては、補正前の額に957万円追加してございます。こちらにつきましては、国保連合会からの診療報酬等の精算による返還の歳入に伴う、県への保険給付費等交付金の返還金を措置してございます。

18ページ、19ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

よろしく申し上げます。

私からは議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,595万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億596万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に222万8,000円を追加し、3億4,057万4,000円と定めています。

2款国庫支出金では、補正前の額より793万6,000円を減額。

4款支払基金交付金では、補正前の額に2,000円を追加。

5款県支出金では、補正前の額に4万4,000円を追加。

6款財産収入では、補正前の額に1万6,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額に88万4,000円を追加。

8款繰越金では、補正前の額に5,071万9,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に4,595万7,000円を追加し、17億596万9,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に142万4,000円を追加し、5,463万3,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正額はありませんが、財源更生の変更をしています。

4款地域支援事業費では、補正前の額より76万8,000円を減額。

5款諸支出金では、補正前の額より2,393万3,000円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額より2,136万8,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に4,595万7,000円を追加し、17億596万9,000円と定めています。

5ページから7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページ、お願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、222万8,000円を追加。普通徴収保険料を追加しております。

3款国庫支出金、2項国庫補助金では、合計で793万6,000円を減額しております。

1目調整交付金で1,128万6,000円を減額。交付金調整率の変更に伴うものとなっております。

6目介護保険保険者努力支援交付金で229万5,000円を追加。令和2年度より新規で交付されるもので、予防・健康づくりの取組を行う保険者に被保険者規模別に交付されるものです。

7目災害等臨時特例補助金で47万9,000円を追加。新型コロナウイルスの影響による介護保険料減免に対する国庫補助となります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、2,000円を追加。

次のページをお願いします。

5款県支出金、2項県補助金、2目包括的支援・任意事業交付金では4万4,000円を追加。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万6,000円を追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、合計で88万4,000円を追加しています。主なものとしまして、4目包括的支援町単独事業繰入金99万9,000円を減額、6目その他一般会計繰入金105万9,000円を追加しております。

8款繰越金では、1項前年度繰越金、5,071万9,000円を措置しております。続きまして、14ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では137万4,000円を追加しております。主なものとしまして、介護報酬改正に伴うシステム改修委託料として75万円となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費では2万円を追加。

3項介護認定調査費では3万円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から20ページの6項特定入所者介護サービス等費につきましては、補正はございませんが、財源更生の変更によるものとなっております。

続きまして、20ページをお願いします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、合計で7,000円の追加。

次のページをお願いします。

2項包括的支援事業・任意事業費では、合計で77万5,000円の減額をしております。主なものとしまして、1目総務管理費で99万9,000円を減額、13節の委託料たすけあいくちくまのステーション事業につきまして、社会福祉協議会との委託の中で当初予定していましたボランティア講座や講演会等が新型コロナウイルスの関係でできていないことなどにより、担当職員の人件費や仕事量につきまして、本事業がどの程度占めていたかで算出した結果、100万円減額とさせていただきます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金2,393万3,000円を追加。主なものとしまして、過年度分の介護給付費国庫負担金返還金で1,690万2,000円を措置しています。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で2,136万8,000円を追加しております。

24ページ、25ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第102号について説明させていただきます。

議案第102号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ79万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,269万2,000

0円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から252万8,000円減額し、1億2,133万2,000円と定めています。

3款繰入金では、補正前の額に83万円追加。

4款繰越金では、補正前の額に229万4,000円追加。

6款国庫支出金では、補正前の額に19万8,000円追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に79万4,000円追加し、3億3,269万2,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に99万8,000円追加し、1,315万4,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から20万4,000円減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に79万4,000円追加し、3億3,269万2,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款保険料、1項後期高齢者保険料、1目後期高齢者保険料では、補正前の額から252万8,000円減額。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、補正前の額に83万円追加。主に、その他一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、システム改修委託料に係る繰入れ分でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、補正前の額に229万4,000円追加。前年度繰越金を措置してございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目運営事業費補助金では、補正前の額に19万

8,000円追加してございます。システム改修費に係る国庫補助金を措置してございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に99万8,000円追加。主に後期高齢者医療システム改修委託料で、税制改正に伴うシステム改修委託料でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額から20万4,000円減額してございます。

10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

よろしく申し上げます。

私からは議案第103号についてご説明申し上げます。

議案第103号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

令和2年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,113万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,204万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款財産収入、補正前の額に5万5,000円を追加し、5万7,000円。

2款諸収入、補正前の額に5,108万4,000円を追加し、3億5,198万6,000円。

歳入合計では、補正前の額に5,113万9,000円を追加し、3億5,204万

3, 000円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款宅地造成費、補正前の額に5万5, 000円を追加し、1億2, 670万2, 000円。

4 款予備費、今回新たに5, 108万4, 000円を計上しております。

歳出合計では、補正前の額に5, 113万9, 000円を追加し、3億5, 204万3, 000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正前の額に5万5, 000円を追加し、5万7, 000円。

2 款諸収入、1 項収益事業収入及び雑入、1 目宅地造成事業収入、補正前の額に5, 108万4, 000円を追加し、2億7, 673万2, 000円。一般保有土地売却収入につきましては、なのはな保育所北側の土地、約580坪を一般会計に売却するものです。

計としまして、補正前の額に5, 108万4, 000円を追加し、3億5, 198万6, 000円。

3、歳出。

1 款宅地造成費、1 項宅地造成管理費、2 目残土処理場事業費、補正前の額に5万5, 000円を追加し、9, 611万円。共済費につきましては、職員2名分の人件費の補正によるものです。

計としまして、補正前の額に5万5, 000円を追加し、1億2, 670万2, 000円。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、今回新たに5, 108万4, 000円を計上しております。これにつきましては、なのはな保育所北側土地売却による歳入に対する歳出科目として計上しておりますが、年度末に不用額として処理する予定となっております。

8ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしく申し上げます。

私からは議案第104号から議案第106号をご説明いたします。

議案第104号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

本会計の補正内容につきましては、職員の人事異動に伴う給与費等の人件費及び一般会計からの繰入金の補正でございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金、補正前の額に99万4,000円追加し、1億2,811万6,000円と定めてございます。

歳入合計では、補正前の額に99万4,000円を追加し、2億1万3,000円と定めてございます。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額に99万4,000円を追加し、8,223万9,000円と定めてございます。

歳出合計では、補正前の額に99万4,000円を追加し、2億1万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどをよろしく申し上げます。

6、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に99万4,000円を追加し、1億2,811万6,000円と定めてございます。

3、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目総務費、補正前の額に 99 万 4,000 円を追加し、1,742 万 6,000 円と定めてございます。人事異動に伴う職員 1 名分の給与費等の人件費、合計で 99 万 4,000 円を措置してございます。

計としまして、補正前の額に 99 万 4,000 円を追加し、8,223 万 9,000 円と定めてございます。

8、9 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 105 号を説明いたします。

議案第 105 号、令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,271 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,979 万 4,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

本会計の補正内容につきましても、職員の人事異動に伴う給与費等の人件費及び一般会計繰入金等の補正でございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款財産収入、補正前の額に 6 万 7,000 円を追加。

4 款繰入金、補正前の額に 886 万 5,000 円を追加。

5 款繰越金、補正前の額に 378 万 7,000 円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 1,271 万 9,000 円を追加し、1 億 8,979 万 4,000 円と定めてございます。

次に、歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、補正前の額に 1,271 万 9,000 円を追加し、6,196 万 3,000 円と定めてございます。

歳出合計では、補正前の額に 1,271 万 9,000 円を追加し、1 億 8,979 万

4、000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正前の額に6万7,000円を追加し、12万4,000円と定めてございます。内容につきましては、下水道事業基金の預金利子でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に886万5,000円を追加し、1億2,381万5,000円と定めてございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額に378万7,000円を追加し、398万7,000円と定めてございます。前年の繰越金につきましては、令和元年度決算額の確定によりまして、実質収支額と当初予算額との差額を補正するものでございます。

8、9ページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、補正前の額に639万4,000円を追加し、2,397万5,000円と定めてございます。主なものとしまして、人事異動に伴う職員2名分の給与費等の人件費、2節から4節合計で429万2,000円を措置してございます。

続きまして、2目施設維持管理費、補正前の額に632万5,000円を追加し、3,798万8,000円と定めてございます。主なものとしまして、浄化センターOD槽内の水中プロペラ付散気装置等の修繕料522万5,000円を措置してございます。

計としまして、補正前の額に1,271万9,000円を追加し、6,196万3,000円と定めてございます。

なお、10、11ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第106号をご説明いたします。

議案第106号、令和2年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和2年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた

収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額に326万1,000円を追加し、計5億4,008万7,000円と定めてございます。

内訳としまして、第1項営業費用、既決予定額に326万1,000円を追加し、計4億9,365万4,000円と定めてございます。

なお、第2項営業外費用から第4項の予備費につきましては、今回、補正予定額はありませんので、既決予定額と同額といたします。

2ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額に315万1,000円を追加し、6,173万9,000円と定めてございます。

令和2年12月10日提出、上富田町長奥田誠。

本会計の補正内容につきましても、職員の人事異動に伴う人件費等の補正でございます。

3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお願いいたします。

令和2年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

支出でございます。

1款水道事業費用、既決予定額に326万1,000円を追加し、5億4,008万7,000円と定めてございます。

1項営業費用、既決予定額に326万1,000円を追加し、4億9,365万4,000円と定めてございます。

1目原水及び浄水費、既決予定額に371万7,000円を追加し、1億4,576万7,000円と定めてございます。主なものとしまして、人事異動に伴う職員2名分の給与費の増額でございます。118万5,000円を措置してございます。

次に、保険料として、第1、第2浄水場の建物火災保険料11万円を措置してございます。

次に、2目配水及び給水費、3目業務費、4目総係費の補正内容につきましても、職員5名分の手当等に係る人件費の調整措置となっております。恐れ入りますが、お目

通しのほどをお願いします。

6 ページをお願いいたします。

令和2年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

こちらは、現金の流れを意味し、主に業務活動等によって実際に得られた収入から支出を差し引いて手元に残る資金の流れを表した計算書となっております。

これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示しております。

時間の都合上、合計金額のみご説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計8,635万8,320円。

7 ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス2億1,499万7,520円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計2,687万7,000円。

資金増加額（または減少額）は、マイナス1億176万2,200円。これにつきましては、上記の各キャッシュ・フローの合計額となっております。

次に、資金期首残高7億7,092万5,440円、資金期末残高6億6,916万3,240円を予定してございます。

参考としまして、この資金期末残高につきましては、複式簿記の規定上、12ページの貸借対照表のうち、2の流動資産内、（1）現金・預金の額と一致することとなっております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。8 ページから11 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

12 ページをお願いいたします。

令和2年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

貸借対照表とは、別名、バランスシートとも呼ばれ、地方公営企業が一定の時期におきましてどれくらいの財産や権利を所有しているかを示す表となっております。

含まれる科目としましては、土地建物に代表される固定資産、現金・預金等の金融資産及び売掛金等の将来お金を受け取る権利等の流動資産がございまして。また、所有する財産には、マイナスの財産である借入れ等の負債も含まれます。

時間の都合上、合計金額のみご説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産。固定資産合計では29億7,951万4,235円となっております。

す。

2、流動資産。流動資産合計といたしまして7億3,258万7,782円。

資産合計としまして37億1,210万2,017円となっております。

13ページをお願いいたします。

負債の部でございます。

3、固定負債合計として7億4,107万8,064円。

4、流動負債合計としまして1億2,447万1,481円。

5、繰延収益合計といたしまして8億2,182万9,132円。

負債合計として16億8,737万8,677円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金といたしまして13億7,895万1,781円。

7、剰余金、14ページをお願いいたします、剰余金合計では6億4,577万1,559円。

資本合計といたしまして20億2,472万3,340円、負債資本合計として、今年度末では、37億1,210万2,017円を予定してございます。

なお、貸借対照表につきましては、負債資本の合計と資産の合計が一致するルールとなっております。公営企業財政の健全性を表す指標と言えます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第107号につきまして説明させていただきます。

議案第107号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

令和2年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ136万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ780万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款繰越金、補正前の額に336万9,000円を追加、3款繰入金では、補正前の額から200万円を減額、歳入合計では、補正前の額に136万9,000円を追加し、780万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費では、補正前の額に1万円を追加、2款総務費では、補正前の額に135万9,000円を追加し、歳出合計では、補正前の額に136万9,000円を追加いたしまして、780万7,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金、336万9,000円を追加しております。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金では、200万円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款委員会費、1項委員会費、1目管理委員会費、補正前の額に1万円を追加し、109万2,000円と定めてございます。管理会委員交代により生じる重複する1か月の委員報酬でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に135万9,000円を追加、671万5,000円と定めてございます。13節委託料では、雑草除去の回数を年1回から2回に変更したこと等に伴う追加措置を、25節積立金では、基金積立金を追加しております。

次の10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時14分

○議長（大石哲雄）

それでは再開します。

△延 会

○議長（大石哲雄）

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は、12月17日木曜日午前9時にご参集をお願いします。

ありがとうございました。

散会 午後2時15分